

大学入試改革における 主体性評価の課題

圓月 勝博 同志社大学文学部教授

はじめに

2020年7月22日に開催された衆議院文部科学委員会で、大学入試の主体性評価に活用することを目的に「文部科学省大学入学者選抜改革推進委託事業」として開発されたJAPAN e-Portfolioについて「その運営団体である一般社団法人教育情報管理機構に対して使用許可を取り消す方向で検討を進めていることを文部科学大臣が明言した。JAPAN e-Portfolioを入学者選抜に利用する大学が少ないため、右記機構の財政状況に不安があることが理由として挙げられたが、その背後には、主体性評価をめぐる共通理解が形成されていないという根本的な課

題がある。

ここ数年、大きな注目を集めていた大学入試改革は、英語民間試験の活用、記述式問題の導入、主体性評価の推進を三本柱としていた。しかし、2019年秋、英語民間試験の活用と記述式問題の導入が延期となり、今回、主体性評価の推進にも暗雲が垂れ込めた以上、三本柱という枠組み自体を抜本的に見直さなければならぬ状況になっている。英語民間試験と記述式問題については、既に多くの問題が指摘されているので、本稿においては、三本柱の中で議論から取り残された感がある主体性評価をめぐる課題を現場の教員の立場から概説して、今後の広範な議論の呼び水としたい。

1 学力の三要素の多面的評価

今回の大学入試改革の目的は、学力の三要素を多面的に評価することであり、前記の三本柱も学力の三要素と対応していた。学力の三要素は、2007年6月に改正された学校教育法第30条第2項の「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要

な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならぬ」という条文を受けて、(1)知識・技能、(2)思考力・判断力・表現力、(3)主体的に学習に取り組む態度、と表記されることが一般的である。この学力の三要素を評価する有効な方策として、英語民間試験の活用、記述式問題の導入、主体性評価の推進がそれぞれ注目されることになった。

ただし、2014年12月の中央教育審議会の『高大接続改革答申』（正式名は『新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）』）においては、第三の要素が「主体性を持つて多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）」と記述された。右記答申を受けて、文部科学大臣が翌年1月に決定した『高大接続改革実行プラン』においても、同じ表現が用いられたので、大学入試改革を論じる際には、第三の要素は、主体性・多様性・協働性と表記することが標準的になった。学校教育法の規定は、小学校に関するものなので、高大接続を論じるにあたって、文言に多少の加筆修正を加えることを不見識と断じるつもりはないが、このあ

たりから学力の第三の要素の定義が不安定になってきた。

2 主体性・多様性・協働性

態度は学力なのか、という素朴な疑問が真っ先に頭にかかる。この疑問に対して、態度も学力であると回答する専門家は、メタ認知という専門用語を使う場合が多い。すなわち、何かを知るためには、知識・技能だけではなく、それを知りたいという思いが学習者にあるかどうかも学習成果を左右するので、態度も学力の構成要素と考えるべきであるという理屈である。このことを全面否定する教員は、少ないであろう。学習意欲と学習成果に密接な関係があり、学習意欲と主体的な態度にも密接な関係があることは、教員が日頃実感していることだからである。主体的な態度が重要であるという認識に関しては、学校教育法および『高大接続改革答申』と教育現場の間に大きな乖離はない。

しかし、『高大接続改革答申』の中で、「主体性・多様性・協働性」と三つの概念が列挙されて、学力の三番目の要素自体が多面性を持つかのような印象を与えた。すなわち、主体性と並んで、多様性と協働性も学力の構成要素であるかのようない意見も流布し出したのである。協働性については、学習指

導要領の改正によって、2022年から高校で「問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度」を育成することを目的として科目化される「探究型学習」を念頭に置いて理解している高校関係者も少なくなさそうだ。(ちなみに、新学習指導要領の「協同」が「高大接続改革答申」では「協働」と表記されているが、文字の使い分けに深い意味があるのかどうかについては、浅学非才にしてよくわからない。)

アクティブ・ラーニングの流行を追い風として、主体性と並んで協働性が新たな学力観の切り札のように喧伝けんでんされることになった。たしかに、ゼミの発表において、自説を述べるだけの学生と、他の学生との意見交換にも積極的な学生では、学力に差があると言えないこともないので、本稿では百歩譲って、協働性も学力の構成要素として認めることにしよう。

一番大きな問題があるものは、新学習指導要領の「探究型学習」の定義には登場しない多様性である。この言葉は、物事の状態を表す概念であり、学力でないどころか態度でさえない。しかし、ダイバーシティに対する関心の増大と歩調を合わせて、多様性という言葉も、多様性を進んで受け入れる態度という意味に敷衍ふえんされて、主体性と協働性と並んで、主体性評価が対象とすべき学力を表す言葉として理解されるよう

になった。最近、主体性評価を論じるとき、「等」という文字を加筆して、主体性等評価と表記されることが増えているのは、第三の要素の解釈の拡大という点で極めて象徴的である。

3 主体性評価と調査書

主体性評価の推進という高大接続改善方針を初めて耳にした筆者は、学習指導要領の改正によって、「探究型学習」が高校の正式科目になるので、大学も高校教育の新たな動向についての理解をさらに深め、大学入試でもその学習成果を積極的に評価する工夫をしようという一般的な提言だと鷹揚に理解していた。大学進学率が50%を超えた今、高校と大学の連携強化は必須なので、とりあえず筋は通っていると思っていたのである。

主体性評価の推進のツールの一つとして、調査書の活用注目が集まったことも蓋し当然である。高校の調査書は、指導要録を基礎資料として作成されるが、「探究型学習」が習得目標とする主体性などは、定量的な評価が難しいので、指導を担当した高校教員にしかわからない活動内容も紙面の制約を受けずに書けるようにすることを目的に、「大学が指定する特定の分野(例：保健体育、芸術、家庭、情報など)に

において、特に優れた学習成果を上げたことを記載できる」という注釈を付けて、調査書の備考欄の紙面制限が撤廃された。

この調査書の書式変更に対して、高校教員の不安が噴出した。たしかに、「大学が指定する特定分野」が公表されておらず、しかも、評価対象となる「学習成果」が主体性だけではなく、多様性や協働性にも拡大しているため、何を書けばよいかかわからなくなってきたからである。これまでの定番でもあったクラス役職とスポーツや芸術活動あるいは英語民間検定試験の成績等に加えて、ボランティア活動や海外渡航経験など、備考欄に書くべき事例の範囲がとめどなく拡大していく可能性が出てきた。さらに、「大学が指定する特定分野」が大学ごとに異なれば、何種類もの調査書を作成しなければならなくなる。しかも、苦労して備考欄を丁寧に書いても、大学が本当に評価するのかどうかともわからない。文部科学省の方針に対する高校教員の不安感には、大学に対する不信感も加わっていることを大学関係者は念頭に置いておくべきであろう。

おわりに

主体性評価をめぐる議論が混迷を極める今、大学がす

るべきことは、まず、各大学が主体性評価によって求めている学力を明確にすることであろう。その上で、大学間の意見交換を進めて、見識ある主体性評価の内実を発信することが切実に求められる。その際には、高大接続改善という今回の大学入試改革の基本方針を再確認して、高校の教育現場の過重労働にも配慮し、大学に対する高校の不信感を払拭することも目的としなければならないであろう。

検討作業において、忘れてはいけない具体的な点は、調査書をどの入試区分でどのように活用するのかわできるだけ明確にすることである。当初、調査書を一般入試で活用することが期待されていたが、受験者数が多く、合否判定作業に多大の時間を費やすことができない一般入試においては、実際には一律に活用することは難しい。そこで、総合型選抜(旧AO入試)と学校推薦型選抜(旧推薦入試)において、調査書をこれまで以上に有効に活用して、私立大学の強みである独自の建学の精神を伸長させる方策として検討を進めることがもつとも現実的となる。「大学が指定する特定分野」に関して、私立大学の強みを生かした指針を策定し、高校生に向けて積極的に各大学が情報発信する支援をすることが私大連の重要な責務となることを確認して、本稿の結論としたい。